

重要

最終学年のみなさんへ

日本学生支援機構奨学金

返還の手続きについて

平成29年3月に満期となる方へ返還手続きのための書類を配付します。対象者は配付期間内に書類を受け取り、返還時説明会に出席してください。

・ **対象者：平成29年3月貸与終了（卒業）者**

※来年度も引き続き在学する場合（大学院に進学や留年等）も必ず手続きが必要です

・ **配付期間：10月24日（月） - 11月4日（金）**

・ **配付場所【文教キャンパス学生】学生支援センター**

【片淵・坂本キャンパス学生】各学務係

※学生証を持参してください。

※各キャンパスで返還時説明会を開催しますので、

配付書類を受け取り、日程を確認してください。



手続きを怠った場合、延滞金が課せられ、場合によっては個人情報機関へ登録されたり、法的措置をとられる場合があります。返還が困難な者については返還期限の猶予（在学猶予・一般猶予など）を願い出すことができますが、手続きが完了していない場合は猶予が認められません。

問い合わせ先

長崎大学学生支援課（学生支援センター）

奨学金担当 TEL:095-819-2104

平成28年10月17日